

平成19年第3回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成19年9月7日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開会	平成19年9月7日 午前10時06分			議 長 山 口 要	
	散会	平成19年9月7日 午後0時57分			議 長 山 口 要	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	小 田 寛 之	出	12番	太 田 重 喜	欠
	2番	大 島 恒 典	出	13番	山 口 榮 一	出
	3番	梶 原 睦 也	出	14番	野 副 道 夫	欠
	4番	秋 月 留美子	出	15番		
	5番	園 田 浩 之	出	16番	副 島 敏 之	出
	6番	副 島 孝 裕	出	17番	田 口 好 秋	出
	7番	田 中 政 司	出	18番	西 村 信 夫	出
	8番	川 原 等	出	19番	平 野 昭 義	出
	9番	織 田 菊 男	出	20番	山 田 伊佐男	出
	10番	芦 塚 典 子	出	21番	山 口 栄 秋	出
	11番	神 近 勝 彦	出	22番	山 口 要	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	保健環境課長(本庁)	
	副市長	古賀 一也	福祉課長(本庁)	大森 紹正
	教育長	杉崎 士郎	こども課長(本庁)	井上 嘉徳
	会計管理者	山口 克美	農林課長(本庁)	宮崎 和則
	嬉野総合支所長	森 育男	農業委員会事務局長	
	総務部長・企画部長兼務	中島 庸二	建設課長(本庁)	
	市民生活部長	中山 逸男	社会教育課長	
	福祉部長	田代 勇	総務課長(支所)	坂本 健二
	産業振興部長	岸川 久一	市民税務課長(支所)	
	まち整備部長	江口 幸一郎	保健環境課長(支所)	
	教育次長	桑原 秋則	農林課長(支所)	
	総務課長(本庁)	片山 義郎	商工観光課長(支所)	
	財政課長	田中 明	建設課長(支所)	
	企画課長		水道課長	角 勝義
	地域振興課長(本庁)		代表監査委員	西川 平七
	市民税務課長(本庁)	川原 英夫		
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	宮田 富夫		

平成19年第3回嬉野市議会定例会議事日程

平成19年9月7日（金）

本会議第1日目

午前10時 開 議

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第5 | 議案第55号 嬉野市総合計画基本構想について |
| 日程第6 | 議案第56号 嬉野市人権尊重に関する条例について |
| 日程第7 | 議案第57号 嬉野市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例について |
| 日程第8 | 議案第58号 嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例について |
| 日程第9 | 議案第59号 嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第60号 政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第61号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第62号 嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第63号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第64号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第65号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第66号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議について |
| 日程第17 | 議案第67号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について |
| 日程第18 | 議案第68号 佐賀県西部広域水道企業団規約の変更に係る協議について |
| 日程第19 | 議案第69号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第70号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第71号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第72号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第23 | 議案第73号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第24 | 議案第74号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費 |

特別会計補正予算（第1号）

- 日程第25 議案第75号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第76号 平成18年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議案第77号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議案第78号 平成18年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議案第79号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議案第80号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議案第81号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議案第82号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議案第83号 平成18年度嬉野市水道事業会計決算認定について
- 日程第34 発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 請願第2号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書提出に関する請願書
- 日程第36 陳情の委員会付託
- 日程第37 委員長報告 総務企画常任委員会 合併後の行財政運営について
文教厚生常任委員会 教育問題について
産業建設常任委員会 地場産業の振興について
議会広報編集特別委員会 議会広報の編集発行に係る調査について

午前10時6分 開会

○議長（山口 要君）

皆さんおはようございます。本日は平成19年9月定例会市議会に御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

本日は野副議員が欠席であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第3回嬉野市議会定例会を開会いたします。

今議会の議会運営につきましては、9月5日に議会運営委員会を開催していただきましたので、その結果について報告を求めます。山口榮一議会運営委員長。

○議会運営委員長（山口榮一君）

皆さんおはようございます。5日に議会運営委員会を開催していただきまして、決定された議事日程について申し上げたいと思います。

平成19年第3回嬉野市議会定例会会期日程案でございます。会期は20日間、9月7日から9月26日までということで決定をさせていただいております。

第1日、9月7日金曜日、本会議。開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、議案一括上程、提案理由の説明、議員発議、請願、陳情の委員会付託、委員長報告。

第2日、9月8日土曜日、休会。議案審査。

第3日、9月9日日曜日、休会。議案審査。

第4日、9月10日月曜日、委員会。常任委員会。

第5日、9月11日火曜日、委員会。常任委員会。

第6日、9月12日水曜日、本会議。一般質問でございます。今回、一般質問が14名ございますので、5、5、4という形でいきたいと思っております。

第7日、9月13日木曜日、本会議。一般質問。

第8日、9月14日金曜日、本会議。一般質問。

第9日、9月15日土曜日、休会。議案審査。

第10日、9月16日日曜日、休会。議案審査。

第11日、9月17日月曜日、休会。議案審査。

第12日、9月18日でございますが、これは前もって御連絡はあったと思っておりますが、18日火曜日から3日間、18年度決算認定をするための委員会を開催したいというふうに考えております。9月18日火曜日、委員会。決算特別委員会。

第13日、9月19日水曜日、委員会。決算特別委員会。

第14日、9月20日木曜日、委員会。決算特別委員会。

第15日、9月21日金曜日、本会議。議案質疑。

第16日、9月22日土曜日、休会。議案審査。

第17日、9月23日日曜日、休会。議案審査。

第18日、9月24日月曜日、休会。議案審査。

第19日、9月25日火曜日、本会議。議案質疑。

第20日、9月26日水曜日、本会議。討論、採決、閉会というふうにしております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

議会運営につきましては、ただいま委員長から報告のあったとおりであります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで議会運営についての報告を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

嬉野市議会会議規則第78条の規定により、会議録署名議員に4番秋月留美子議員、5番園田浩之議員、6番副島孝裕議員を今会期中、指名をいたします。

日程第2．嬉野市議会会議規則第4条の規定により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月26日までの20日間にしたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。会期は本日から9月26日までの20日間に決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付しております会期日程のとおりでありますので、御了承願います。

日程第3．諸般の報告を行います。

去る6月7日、長崎市におきまして第82回九州市議会議長会定期総会が開催をされ、私が出席をいたしました。この大会において23件の議案が提出され、佐賀県からは国の福祉関係施策の法改正に伴う財源措置について及び基幹道路網の整備促進についての2議案を提出いたしました。この23件の議案のうち、全国市議会議長会定期総会への提出議案は4議案となっております。

それから、平成19年4月17日、九州市長会前会長である故伊藤一長前長崎市長が暴力団員により銃撃、殺害されるという事件が発生をいたしました。九州市議会議長会では、このような不幸な事件が二度と繰り返されぬよう、あらゆる暴力行為の根絶と追放に関する決議がなされました。

次に、6月19日に東京・日比谷公会堂におきまして、第83回全国市議会議長会定期総会が開催をされ、私が出席をいたしました。この大会において23議案が提出をされ、このうち、九州部会からは3件の議案が提出されました。そのほかに会長提出議案として、第二期地方分権改革の推進に関する決議及び地方交付税の総額確保と地方税源の充実強化に関する決議が提出され、すべて承認をされました。

また、平成19年度から加盟をしております第36回全国温泉所在都市議会議長会協議会総会が6月18日、全国都市会館で開催されましたので、私が出席をいたしました。本協議会総会においては、温泉所在都市に対する税財源措置等に関する要望書が提案をされ、承認をされました。

次に、平成19年度は、嬉野市と鳥栖市が市議会議員共済会の佐賀県の代議員となっており、6月20日に砂防会館において第94回市議会議員共済会代議員会が開催をされましたので、私が出席をしてまいりました。平成18年度の会計決算の認定の提案があり、承認をされたところ

ろであります。

以上をもって、九州市議会議長会定期総会及び全国市議会議長会定期総会等の報告を終わりますが、細部につきましては関係資料が議会事務局にありますので、ごらんいただきたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例）から日程第33．議案第83号 平成18年度嬉野市水道事業会計決算認定についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略いたしまして、提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（谷口太一郎君）

皆さんおはようございます。ただいま平成19年第3回嬉野市議会定例会が開会なされたところでございます。会期中、真摯に努力をしていきたいと思えますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきたいと思えます。

本日、平成19年第3回嬉野市議会定例会の開会に当たり、議員皆様の日ごろの御活動、御活躍に敬意をあらわしますとともに、本市行政に対します御尽力と御支援、御協力に厚く御礼を申し上げるところでございます。

さて、先般開催されました全国高等学校総合体育大会におきましては、皆様の多大な御支援、御協力を賜り、無事成功裏に終了させることができました。本大会期間中につきましては、多くの大会関係者、報道関係者が嬉野市に御宿泊いただき、嬉野市を全国に発信することができたと喜んでおります。加えて、嬉野市内の高校生が選手として、また一人一役の担い手として活躍してくれたことは、永く記憶に残るものと考えております。

また、7月29日には、全国高等学校総合体育大会に御臨席のため御来県なされました皇太子殿下が、五町田地区にある県立うれしの特別支援学校を御視察なされました。沿道には多くの市民の方がお出迎えをしていただき、歓迎をしていただいたところでございます。

8月6日には、嬉野市リーディング事業審議会より、茶研修施設・資料館整備事業及び温泉浴場・温泉公園周辺整備事業の答申をいただいたところでございます。

嬉野市リーディング事業につきましては、合併時に策定されたまちづくり計画に掲げられているリーディングプロジェクトであり、嬉野市の発展のためには欠かせない主要事業でございます。今後は、源泉集中管理整備事業、社会文化体育館建設事業についても答申をいただく予定となっております。

地域コミュニティの推進につきましては、嬉野市地域コミュニティ基本方針に基づき、初年度の本年は、各地域で基本的な考え方について7月から説明会等を開催し、11月までに地域説明会を終了する予定でございます。

先日、9月2日には、議員の皆様にご参加いただき、第1回嬉野市消防操法大会が開催されました。新市として、防災、防火対策として力強く拝見をいたしましたところでございます。消防団長初め、団員の方々に敬意を表したいと思います。

来る9月23日には、嬉野市の合併及び市制施行1周年を記念して、NHK佐賀放送局との共催で「NHKのだ自慢」の公開生放送を嬉野市体育館で行うところでございます。現在、多数の希望者が応募されていると聞き及んでいるところでございます。

新幹線関係につきましては、九州新幹線鹿児島ルートを活用促進及び西九州ルート of 早期着工に向けた機運を醸成する目的で、8月23日に佐賀市文化会館で「九州新幹線実現！佐賀県民大会」を県やJR九州、佐賀経済同友会など官民9団体でつくる九州新幹線を活用する佐賀県協議会が主催し、開催されました。本大会には全体で1,800人が参加し、嬉野市からも多数の方が御参加いただき、盛会のうちに終了いたしました。

国土交通省には、整備新幹線長崎ルート of 事業費を来年度につきましても引き続き概算要求に盛り込んでいただいたところでございます。県及び関係市町とも協同歩調をとり、整備新幹線長崎ルート早期着工に引き続き努力いたします。

また、先般は地域間競争が厳しくなる中、先週発刊されました週刊ダイヤモンド誌によりますと、嬉野市は全国850を超える市区の中で、医療病床数と医療施設と第3位にリストアップされております。また、今月発行されました月刊現代によりますと、団塊世代が住みやすい市のランキングで、九州内で第5位にランクをされておるところでございます。このような評価を力として、活性化を進めてまいりたいと考えておりますが、現在まで御努力いただきました先人の皆さん方に、改めてお礼を申し上げるところでございます。

加えて、あす開催されます関西ふるさと嬉野会をスタートとして、関東ふるさと嬉野会、関東地区塩田会、関東ふるさと吉田会、関西ふるさと吉田会、うれしの福岡会が相次いで開催されます。県外在住の出身者の皆様もそれぞれ御活躍をいただいておりますので、御活躍を力として地域活性化に引き続き努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

さて、今定例会に提出いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

提出議案につきましては、専決処分の承認を求めるもの1件、市の総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本方針として策定いたしました嬉野市総合計画基本構想について議会の議決を求めるもの1件、条例の制定が3件、条例の一部改正が7件、一部事務組合の規約の改正について議会の議決を求めるのが3件、平成19年度補正予算議案が7件、決算認定について8件の計30件について、御審議をお願いするものでございます。

議案第54号 専決処分の承認を求めることにつきましては、平成19年4月1日から非常勤消防団員退職報償金の支払い額を増額するため、嬉野市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する必要性がありましたので、地方自治法第179条の規定により専決処分をいたしましたので、議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第55号 嬉野市総合計画基本構想については、7月26日、嬉野市総合計画審議会から今後の嬉野市におけるまちづくりの基本指針となる嬉野市総合計画策定の答申をいただきましたので、地方自治法第24条第4項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第56号から議案第58号までの3議案は条例の制定でございます。

議案第56号「嬉野市人権尊重に関する条例」は、基本的人権が尊重され、差別や偏見のない、明るく住みよい市の実現を目指し、たゆまぬ努力を行うことを決意し、条例を制定するものでございます。

議案第57号「嬉野市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」は、放置自転車の市による移動、保管に必要な事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

議案第58号「嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例」は、地方自治法の規定に基づき制定するものでございます。

議案第59号から議案第65号までの7議案は、条例の一部改正でございます。

まず、議案第59号から議案第63号の5議案、「嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例」、「政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例」、「嬉野市税条例の一部を改正する条例」、「嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例」及び「嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、行政手続法の一部を改正する法律等上位法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第64号及び議案第65号の2議案、「嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例」及び「嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例」につきましては、嬉野地区の水道料金を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第66号から議案第68号の3議案、「佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組規約の変更に係る協議について」、「佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について」及び「佐賀県西部広域水道企業団規約の変更に係る協議について」は、地方自治法の規定に基づき、組合を組織する地方公共団体の議会の議決を求めるものでございます。

議案第69号から議案第75号までは、平成19年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の補正の予算に関するものでございます。

それでは、議案第69号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国、県の補助事業の内示に伴うものや、事務事業の進捗に伴い所要の補正を行うもので、145,790千円を追加補正し、補正後の予算総額を11,225,439千円とするもので、当初予算比は365,439千円、率で3.4%の増で、前年同期と比較しますと、8,848千円、率で0.1%の増でございます。

歳出の主なものは、2款の総務費で、企業誘致候補地の開発前の社会環境等の基本調査を

行うため、工業団地造成基本調査に1,500千円、3款の民生費で、後期高齢者医療制度創設準備事業として、電算システム開発に伴う費用を6,000千円、5款の農林水産費で、農地の面的集積を促進するため、担い手農地集積高度化促進事業に6,465千円などを計上いたしております。

6款の商工費で、温泉資源の保護と有効利用を図るため、温泉集中管理基本計画・基本構想作成業務に8,500千円、9款の教育費では、昨年から実施しておりました塩田中学校の耐震診断につきまして、普通教室棟が構造耐震指標の安全値を下回っていると判定委員会の結果報告に基づき、生徒等の安全確保のため緊急に仮設校舎を設置する費用を44,000千円、塩田津の歴史的な街なみ環境整備事業に19,008千円を計上いたしております。

一方、これらを補う財源といたしまして、歳入では国庫支出金を19,130千円、県支出金を10,889千円、繰越金を101,937千円など計上いたしております。

次に、議案第70号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般会計にも計上いたしましたが、後期高齢者医療制度創設準備事業の費用のうち、国保会計からの負担金分2,490千円に関する歳入、歳出それぞれの追加補正を行うものでございます。補正後の予算総額を4,052,713千円とするもので、当初予算と比較しますと0.1%の増で、前年同期と比較しますと、193,472千円、率で5%の増でございます。

次に、議案第71号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前年度の医療費の精算に伴うもので、補正後の予算額を4,296,804千円とするもので、前年同期比0.3%の減でございます。

次に、議案第72号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、五町田・谷所地区の管路敷設工事費が主なもので、25,018千円を追加補正し、補正後の予算総額を875,372千円とするもので、前年同期比117.8%の増となっております。

次に、議案第73号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、国の内示に伴う事業費の組み替えに伴うもので、歳入歳出予算額の増減はございません。

次に、議案第74号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、前号議案同様、国の内示に伴い事業費の組み替えを行うもの

で、歳入歳出予算額の増減はございません。

次に、議案第75号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

収益的支出では、非常用発電機の配線等の修繕費で営業費用を1,400千円増額し、補正後の予算額を802,233千円とするものでございます。

次に、議案第76号から議案第83号までは、平成18年度嬉野市一般会計を初めとした各特別会計及び水道事業会計の決算について議会の認定を求めるものでございます。

平成18年度は合併後初めての年間予算であり、新市の一体感を醸成するために、急激な予算削減を避け、行政サービスの低下を招かないように配慮し、事務事業の進捗を図りました。

その成果につきましては、歳入歳出決算書、決算審査意見書、主要な施策の成果説明書、決算資料のとおりでございます。

以上、30の議案につきましての概要説明を終わらせていただきますが、各議案の詳細な内容につきましては、担当部長等に説明いたさせますので、何とぞ慎重な御審議を賜りますことをお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきますと思います。

また、本議会におきましても14名の議員の皆様から一般質問をいただいておりますので、できる限り真摯にお答え申し上げますので、御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山口 要君）

次に、平成18年度嬉野市一般会計歳入歳出決算及び各特別会計歳入歳出決算並びに平成18年度嬉野市水道事業会計決算の審査結果について、監査委員に報告を求めます。西川代表監査委員。

○代表監査委員（西川平七君）

改めまして、おはようございます。皆様お疲れさまでございます。

それでは、平成18年度各会計の決算を認定に付するに当たりまして、決算審査の概要を御報告いたします。

平成18年度の決算審査につきましては、水道事業会計を7月5日から2日間実施をいたしまして、一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査と、定額資金運用基金の運用状況調書の審査を8月16日から7日間にわたって実施をいたしました。

その結果につきましては、芦塚監査委員と合議の上、お手元にお配りをいたしております意見書に記述しております。本日はそれに基づきまして、私が代表して報告をいたします。

お手元でございます平成18年度歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書をごらんいただきたいと思っております。

内容の詳細は意見書をごらんいただくといたしまして、本日は審査の概要だけを申し上げます。

させていただきます。

平成18年度嬉野市一般会計及び特別会計の決算審査結果につきましては、審査意見書の1ページでございます。4、審査の結果において記述をしておりますように、おおむね良好な決算と確認をいたしましたところでございます。

市制施行後、平成18年度が初めての年間予算でありましたが、旧2町の行政サービスの低下を極力抑制し、新市としての一体感を醸成するため、急激な予算の削減等を避けたことによりまして、予算規模は前年度2町の合計額と比較いたしまして、増加を見ておるところでございます。また、3月末の専決処分を原則的に中止をしたことによりまして、実質収支額も増加をしております。

主な財政指標は、3ページに戻ります。

第3表 主な財政指標の状況ということでございますが、県内10市の中では良好な部類に入るというものの、一方で、ここにもありますように公債費は高い水準で推移しておりまして、生活保護費など社会保障関係経費の負担は大きく、依然として厳しい状況にあると言えます。

特別会計においても、伸び続ける医療費が深刻な問題でございまして、国保は医療給付費の総額が、また老保においては、1人当たりの医療費がおよそ880千円といずれも増加をしております。

また、農業集落排水事業につきましては、整備面積当たりの進捗率が4.1%、公共下水道事業が81.8%でございまして、事業は今後本格的に進展をいたすところでございます。

また、土地区画整理事業は、事業費ベースでの進捗率が第七で73.6%、第八で70.2%と事業の終盤を迎えておるところでございます。

こうした大型事業の進展を受けまして、今後も財政運営については、経費の節減、事務の効率化を図っていきながら、身の丈に合った財政規模を堅持し、限られた財源の効率的配分、執行を行い、市民の期待にこたえていかなければならないと意見を申し述べておるところでございます。

一方で、地域の融和と新しい住民自治のあり方を創造します地域コミュニティ事業、あるいは審議会や議会で活発な議論が行われておりますリーディング事業、さらには、九州新幹線西九州ルート実現のための取り組みなど、市内外にわたって重要案件を抱えておるところでございますが、このような中にありまして、平成18年度予算編成に当たっては、旧2町の予算を基調に、当初から歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより、歳出総額の抑制が図られ、厳しい予算配分の中、事務事業が所期の目的に沿って推進されていたことを確認いたしましたところでございます。

以上のとおり、総合的に良好な決算と確認をしながらも、なお行財政の適正かつ公平、効率的な執行を望む観点から、2点につきまして意見を申し上げておるところでございます。

その意見につきましては、意見書の最終ページでございます23ページに、「まとめ」といたしまして審査の総合意見、この中で中央より下段に2つ記述をしておるところでございます。1つは、市民税の徴収につきまして、2つ目が財政の健全化について、この2件を意見として申し上げておるところでございます。

なお、市民税の徴収につきまして、補足説明をさせていただきたいと思えます。

恐れ入りますけど、この審査意見書の5ページをお開きいただきたいと思えます。

5ページに、第6表 市税収入の年度別推移ということで、市税収入の推移を5ページから6ページにわたりまして記述をしておるところでございます。

恐れ入ります。6ページをお開きいただきたいと思えます。

ここの欄の下段にコメントをつけておりますが、本年度の市税全体の状況はということで、調定額に対し収入額はということで、その率でございます徴収率が80.05%となったと。うち、現年度分の徴収率は96.82%だが、また、延滞繰り越し分は徴収率8.93%ということで、当市の徴収率につきましてお示しをしておるところでございます。

なお、県内の23市町の平成18年度の決算状況速報を閲覧したところでございますが、この全体的な徴収率は、県内23市町の平均が92%でございます。

なお、23市町の中での当嬉野市の位置するところは、最下位でございます。ワースト1位でございます。やはり滞納繰り越し分の徴収率8.93%、これが影響を見ているのではないかと思うところでございます。

次に、7ページをごらんいただきたいと思えます。

7ページに、第7表 市税の不納欠損額及び収入未済額の年度別推移ということで、市民税から入湯税までの不納欠損額と収入未済額、平成17年度、18年度と分けて掲載をしておるところでございます。

平成18年度をごらんいただきますと、合計額で収入未済額が610,000千円でございます。その中で税ごとに見ますと、上から2番目の固定資産税が535,000千円、87%、やはり9割に近い固定資産税の収入未済額があるわけでございます。ちなみに、この件数は右上に括弧書きで示してありますが、固定資産税につきましては2,320件でございます。これで収入未済額が535,000千円というものでございます。この固定資産税の収入未済額を1件ごとに金額が大きい順に10件、金額だけを閲覧したところでございますが、驚くことに、この10件で404,000千円という数字を閲覧したところでございます。こういうことで、延滞が大口、しかも固定化と申しますか、こういう現状が見られるんじゃないかと思うところでございます。

以上、補足をさせていただきます。

続きまして、意見書の21ページ、22ページに、定額の資金を運用するための基金の運用状況につきまして記述がされております。

基金の目的に沿って、安全性に配慮しつつ有効的、効率的な運用がなされていることを確

認いたしました。

引き続きまして、意見書は別冊になりますが、平成18年度嬉野市水道事業会計決算審査につきまして、概要を御報告いたします。

お手元の平成18年度嬉野市水道事業会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

審査に付されました決算書と財務諸表につきましては、地方公営企業法並びに関係法令に準拠して作成されており、経理は適正にして、その計数は正確でございました。また、帳票・証拠書類等も適正に処理されていることを確認したところでございます。

なお、より適正な経理処理の実施のために、1項目につきまして指摘を行ったところでございます。その指摘につきましては、審査意見書の最終ページ、7ページでございます。審査の総合意見の中に記述をしておりますので、御確認をお願いいたします。

意見書の4ページに水道業務状況を記述しております。

水道業務状況につきましては、平成18年度末給水件数が8,944件、給水人口が2万7,702人となっておりますところでございます。御案内のとおり、旧2町の給水体制が異なっておりまして、現在もその形態を継続しておりますが、変わらず安全・安心な水道水の確保ができると評価いたしましたところでございます。

平成18年度の経営結果につきましては、当年度純損失が5,000千円ほどとなっております。事業をめぐる情勢がますます厳しさを増す中であって、地域水道ビジョンを実現し、長期的視野を持って水道事業の継続的発展に取り組んでいただくよう意見を申し述べておるところでございます。

一方で、年度末時点におきましては、収入未済額がおよそ31,000千円、不納欠損額はおよそ720千円と、収納状況は依然厳しい状況にあるわけでございます。今後も停水措置等を含め強い姿勢で収納対策に取り組んでもらうよう、重ねて要望をいたしましたところでございます。

以上をもちまして、平成18年度各会計の決算審査の報告を終わります。

議員各位におかれましては、さらによりよき意見を御寄与いただきますように御期待を申し上げます。私の報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（山口 要君）

次に、提出された議案の細部説明を求めます。

議案第54号から議案第57号までについて、総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、議案の説明を申し上げます。

議案第54号でございます。専決処分の承認を求めることについてということで、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

理由といたしましては、ここに上げておりますように消防団員等公務災害補償等責任共済

等に係る法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、条例を改正する必要があったものでございます。

この対象といたしましては、平成19年3月31日以降に退職する非常勤消防団員を対象とするものでございます。

次の次のページをお願いいたします。

嬉野市条例第32号で、別表を次のように改めるということで、次のページをお願いいたします。

改正案、現行ということで見させていただきますと、別表で分団長、副分団長、部長・班長の部分の10年以上から15年未満、2列目ですね、それから、20年以上25年未満ということと、この3段階のところの分団長、副分団長、部長・班長の部分が現行と改正案では2千円の増額になっております。これについて対象者としては121名いらっしゃいまして、242千円の増額となるものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成19年3月31日以降に退職する非常勤消防団員について適用するというので、附則でお願いするものでございます。

次に、議案第55号でございます。

嬉野市総合計画基本構想について、嬉野市総合計画基本構想を別紙のとおり定めたいので、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

これも地方自治法の第2条第4項の規定により、議会の議決が必要ということでございます。総合計画の基本構想を定めるのに議会の議決を必要とするものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

嬉野市総合計画基本構想についてでございます。全協でも御説明をさせていただきましたけれども、将来像、基本目標、次の人口の見通し、4の土地利用の基本方針、この4項目についてさまざまな定め方をしております。特に1の将来像といたしましては、「歓声が聞こえる嬉野市」ということでいたします。

基本目標としては、この4項目ございまして、「世代をこえて住み続けるまち」から「みんなで創る自立のまち」ということで定めるものでございます。

なお、3項の人口の見通しでございますけれども、人口予測値が2万7,000人、目標値が2万8,800人ということでございます。

土地利用の基本方針についても、このようなことでございます。

以上、これにて終わります。

議案第56号について御説明を申し上げます。

嬉野市人権尊重に関する条例について、嬉野市人権尊重に関する条例を別紙のように制定するというので、理由といたしまして、人権意識の高揚に努め基本的人権が尊重され、差別や偏見のない、明るく住みよい嬉野市の実現を目指し、たゆまぬ努力を行うことを決意し、

本条例を制定するものということで、目的でもあります。

この定める理由といたしましては、嬉野市で新条例という取り扱いをさせていただきますけれども、現在、23市町の中で17制定を見ております。なお、10市でないのは鳥栖市と嬉野市という状況でございます、これを今回お願いして、人権尊重に関する条例ということで定めるものでございます。

1 ページをお願いいたします。

先ほど理由の中でも申し上げましたように、目的として、この条例第1条の、この条例は人権の尊重について、市及び市民の責務を明らかにし、あらゆる人権に関する課題に取り組み、問題の解消を図り、もってすべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

なお、市の責務、市民の責務、教育及び啓発活動の充実、それから審議会の定め方等について取り決めをしております。

この審議会でございますけど、2項にありますように「審議会の組織及び運営に関する必要な事項は、規則で定める。」ということで、審議会委員は10名を予定しております。

なお、この予算の中でもお願いをしておるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成19年10月1日から施行をお願いするものでございます。

続きまして、議案第57号でございます。嬉野市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例についてでございます。

嬉野市放置自転車の発生の防止及び適正な処理に関する条例を別紙のように制定するものでございます。

理由といたしまして、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律の規定に基づき、放置自転車の市による移動、保管に必要な事項を定めるため、条例の制定が必要であるということでございます。

これを定めましたのは、嬉野市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例というのを嬉野市としては新市になってからも制定をいたしておりますけれども、上位法がありましたので、自転車については別に条例を定める必要がありましたもので、この条例をお願いするものでございます。

なお、これを想定した事例といたしましては、バスセンターの横の位置に放置自転車がかなりございまして、この処分をするために必要であったので、この条例についてお願いするものでございます。

内容については、ほぼ上位法に基づきまして制定をさせていただいておりますけれども、目的といたしましては、先ほどの理由と同じような状況でございます。第1条からおのこの定義、市長の責務、利用者等の責務、放置自転車に対する措置、保管した放置自転車の措置

という形で定めております。

なお、第6条の第2項で、この放置につきましては、前項の規定による告示の日から起算して6カ月を経過してもなお放置自転車を返還できないときは、当該放置自転車の所有権は嬉野市に帰属するものということで、処分を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第58号について説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（岸川久一君）

そしたら、議案第58号について御説明申し上げます。

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例についてでございます。

嬉野市担い手農地集積高度化促進事業分担金徴収条例を別紙のように制定するものでございます。

理由といたしましては、地方自治法第224条の規定に基づきまして、受益者に分担金を賦課する場合における賦課基準、その他分担金に関する必要な事項を定めるため、条例の制定が必要になったものでございます。

次のページをお願いします。

第1条で趣旨を掲げております。この条例は、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保を図るための農地の量的拡大及び質的向上として、農地の面的集積の促進を目的とする嬉野市担い手農地集積高度化促進事業に要する費用に充てるため、地方自治法第224条の規定に基づき、事業の受益者に賦課する分担金に関し必要な事項を定めるものとするということでございます。

あと、分担金の納入の義務者とか、それから分担金の額等を設けておりますけれども、次のページの分担金の額でございます。

第3条 分担金の額は、農用地利用改善団体及び農用地利用改善団体等ごとに、当該年度における事業に要する経費のうち県から交付を受ける補助金を差し引いた額を分担金とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第59号及び議案第60号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第59号でございます。嬉野市行政手続条例の一部を改正する条例についてということ

で、嬉野市行政手続条例の一部を別紙のように改正するというところでございます。

理由といたしましては、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるということで、上位法の改正によるものでございます。

この改正の主な理由といたしましては、パブリックコメントが法制化されたことにより、この条例の一部改正をする必要があったものでございます。

内容等については、ほとんど変わっていないわけですが、2ページをお願いいたします。第6章の意見公簿手続等ということで、規則等を定める場合の一般原則ということで、第36条から第37条に関して、この意見公簿手続等が出てまいりましたので、各条にこの関係条文等が必要になって、これを必要とするかどうかという形で各条中に入ってきております。

内容等は、要するにパブリックコメントが法制化をされたということで、先ほど申し上げましたように、この手続について複雑になったということで、これを定めております。

次の4ページをお願いいたします。

意見公簿手続の特例ということで、第38条に「30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出を定めることができる。」というような定めがあります。

それと、次の意見公簿手続の周知等、第40条からの提出意見の考慮、それから、第41条の結果の公示等、この辺も新しく入ってきた条文でございます。準用等もでございます。

それで、最後の公示の方法でございますけれども、「第37条第1項並びに第41条第1項、第4項及び第5項の規定による告示は、市長が定める方法により行うものとする。」ということで、現在、嬉野市でありました第36条を第44条として繰り下げまして、この第6章の部分から第43条まで、この条文が入ったことにより繰り下げられております。

附則としては、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案第60号でございます。

政治倫理の確立のための嬉野市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例についてということで、これも上位法の改正によるもので、理由といたしましては、郵便貯金法の廃止及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

郵便貯金法が廃止されたことにより、この中身で「郵便貯金」という文言が削除されたこととなり、それから「証券取引法」を「金融商品取引法」に名前が変更になったことにより、条文等が繰り下がったものでございます。

次のページの附則で、「この条例は、平成19年9月30日から施行する。ただし、第2条第1項第4号の改正規定は、平成19年10月1日から施行する。」ということで、郵政民営化等の施行に関して、関係法律の整備に関する法律が変更されたことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第61号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第61号 嬉野市税条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。嬉野市税条例の一部を別紙のように改正するものでございます。

理由といたしましては、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

新旧対照表で御説明を申し上げます。

次の次になりますけれども、今回の税条例の一部を改正する条例で主なものは、第23条の市民税の納税義務者等、第1項に5号として「法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの」を加えるものでございます。

この法人課税信託とは、信託財産から生じる所得に対して受託者に法人税が課税される信託のことです。

次のページ、2ページのほうに附則第19条の2第1項についてですけれども、次の3ページに改正部分を載せております。

これは「証券取引法」を「金融商品取引法」に改めるものでございまして、上位法の改正によるものでございます。

附則といたしまして、平成19年9月30日から施行するものでございます。ただし、附則第17条の2第3項の改正規定につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第62号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議案第62号について御説明申し上げます。

嬉野市行政財産使用料条例の一部を改正する条例についてでございます。

嬉野市行政財産使用料条例の一部を別紙のように改正するというので、理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

次のページをお願いいたします。

この条例につきましては、第2条第1項中「法第238条の4第4項」を「法第238条の4第7項」に改め、同条第3項を削るというふうになっておりますけれども、これはこの途中に必要な条文が入ったもので、項ずれと申しまして、項が第4項から第7項に変更になったものでございます。

この内容といたしましては、行政財産の貸し付けや行政財産に私権を設定することの拡大を今回見ております。これについては、特に合併等で庁舎等の有効スペースが出てきた分の貸し付けの拡大等ができるというようなことの内容でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第63号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは続きまして、議案第63号 嬉野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

嬉野市国民健康保険条例の一部を次のように改正するものでございます。

理由といたしましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、条例の一部を改正する必要があるものでございます。

新旧対照表、次の次になりますけれども、そちらのほうで御説明を申し上げます。

今回、条例の一部を改正する条例につきましては、第5条の一部負担金を改正するものでございまして、第1項第1号は3割負担の分ですけれども、「3歳に達する日の属する月の翌月」というところを「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改めまして、そして、第2号については2割負担でございますけれども、「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改めまして、第3号では「10分の1」を「10分の2」に改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第64号及び議案第65号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

それでは、議案第64号 嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

理由といたしましては、嬉野水道事業及び不動山簡易水道事業の水道使用料金を改定するためでございます。

理由といたしましては、その次のページに、第24条第2号中ですけれども、今までは外税だったのを今回、内税表示にいたしたいと考えております。

それから、使用料ですけれども、アの一般用、基本料金1カ月につきまして、5トンまで940円、また5トンから10トンまで1,880円、超過料金といたしまして、1立方メートル当たり188円というふうに改定をしたいと考えております。

それから、私設消火栓につきましても、1回につき1,880円と改定いたしたいと思っております。

この条例につきましては、平成20年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第65号 嬉野市飲料水供給施設給水条例の一部を改正する条例でございます。これは木場専用水道でございます。

理由といたしましては、飲料水供給施設水道使用料を改定するためでございます。

これは嬉野の水道事業の給水条例の改定と同じですけれども、条例第3条中に「次に定めるところにより算出した額」ということで、内税表示に変更したいと考えております。

それから、使用料金ですけれども、基本料金としては、先ほど申しましたとおり一般用として5立方メートルまで940円、5立方メートルから10立方メートルまで1,880円、超過料金といたしまして、1立方メートル当たり188円ということで、この条例につきましても、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第66号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

議案第66号についてでございます。

佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更に係る協議についてということで、理由といたしまして、地方自治法第290条の規定により、組合を組織する地方公共団体の議会の議決が必要であるということをお願いするものでございます。

この内容といたしましては、10月1日、川副町、東与賀町、久保田町、3町が佐賀市と合併をされ、編入されることによる数の減少が主な理由でございます。

この途中から読み上げますと、佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこれらに伴い別紙のとおり佐賀県市町総合事務組合規約を変更することを協議することについて、同条第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

この一部変更する規約でございますけれども、附則といたしまして、「この規約は、平成19年10月1日から施行し、改正後の第11条第1項第4号の規定は、平成19年4月1日から適用する。」というふうなことで変更されますので、これについて議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第67号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、議案第67号 佐賀県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更に係る協議について御説明をいたします。

これも前の議案第66号と理由は同じでございます、佐賀郡川副町、東与賀町及び久保田町が佐賀市に編入されることによりまして地方公共団体の数が減少することによりまして、広域連合規約を変更することにつきまして、地方自治法第291条の11の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

第7条第1項中の「25人」を「22人」に改めるものでございます。

附則といたしましては、この規約は平成19年10月1日から施行するものでございます。以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第68号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

議案第68号 佐賀西部広域水道企業団規約の変更に係る協議について説明申し上げます。

理由といたしましては、企業団の規約の変更は、構成団体の議会の議決が必要であるためでございます。地方自治法第290条の規定によりまして、議会の議決をお願いしたいと思っております。

次のページですけれども、内容ですが、まず第4条中ですけれども、久保田町が佐賀市に合併するに伴いまして、今所在地を「佐賀郡久保田町」ということでしてありますけれども、「佐賀市久保田町大字徳万1869番地」、地番まで改めるものでございます。

それから、第8条ですけれども、地方自治法の一部改正によりまして、「企業職員」を「職員」と改めるものでございます。そのために、第8条第1項、第2項の条文を改正するものでございます。

附則によりまして、この規約は平成19年10月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第69号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、説明を申し上げます。

議案第69号 平成19年度嬉野市一般会計補正予算（第2号）について。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条でありますように、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ145,790千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,225,439千円とするものでございます。これは前年同期比として8,848千円の増、率にして0.1%の増となるものでございます。

次の予算書の中の2ページから3ページでございますけれども、今回、歳入の中で一番大きいのは、19款の繰越金でございます。2番目として14款の国庫支出金、3番目として15款の県支出金の額となっております。

続きまして、歳出の分でございますけれども、一番大きいのが9款の教育費、2番といたしまして民生費、それから、3番目として10款の災害復旧費でございます。

内容について御説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

14款の国庫支出金でございますけど、1目の民生費国庫補助金については、歳出でも出てきますけれども、後期高齢者の医療費制度創設準備事業ということで3,000千円、2分の1の国庫補助金でございます。3目の土木費国庫補助金につきましては、街なみ環境整備事業で同じく2分の1で9,000千円、その下の伝統的建造物群保存対象事業が2分の1で2,250千円となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

県支出金でございますけど、4目の農林水産業費県補助金では、市長の説明にもございましたように、担い手農地集積高度化促進事業の2分の1の県補助金で3,232千円、それと、8目の災害復旧費県補助金でございますけど、10分の5、10分の6.5ということで6,000千円を計上させていただいております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

繰越金でございます。今回の財源の主なものとして、1目の繰越金でございますけれども、前年度繰越金として101,937千円の補正をお願いするものでございます。

ちなみに、平成18年度の繰越金としては411,189,949円ございました。このうち、210,000千円を基金に積む予定といたしまして、残りが201,189,949円ございます。この中で、今回の補正を見たものを合わせますと、ここにありますように6月、9月ということで、財源の充当ということで147,746千円となります。繰越金の残金としては53,443,949千円となるものでございます。

続きまして、歳出に入らせていただきます。

18ページをお願いいたします。

2款の総務費の8目、地域振興事業費ということで、人権尊重推進審議会委員10名ということで、議案第56号に関係いたしますけど、10人の予算として57千円。これは人権の問題が発生したときに、その問題について審議をしていただくための準備の予算ということで一応お願いするものでございます。

続きまして、20目のコミュニティセンター費でございます。楠風館の建物防水事業2,850千円、これは露出の円柱の板金と屋根のコーティングをさせていただくものでございます。その下の楠風館露天ぶろにつきましては、2,500千円でございますけれども、現在のふろおけの復旧じゃなくて、新たに2カ所の四角の露天ぶろを計画させていただきまして、修理不可でございますので、2カ所の分をお願いするものでございます。

次の21の企業誘致費でございますけど、工業団地造成基本調査ということで1,500千円。

これにつきましては、企業誘致候補地の開発前の社会環境等基本調査を行うもので、この予定地としては、西山地区の7ヘクタールと中通地区の10ヘクタールを対象として調査をお願いするものでございます。現地踏査とか、関係機関の協議とか、この計画の図面作成等の費用ということでお願いするものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

目の戸籍住民基本台帳費ということで、13、18とございまして、520千円。これは支所で行っておりますけど、本庁ではパスポートの申請だけを受け付けておりますが、今後、パスポートの発行が本庁でもできるようにするための予算でございます。

次の20ページをお願いいたします。

3目の老人福祉費の広域電算センターの負担金でございますけど、後期高齢者医療制度保険料システム開発に伴う杵藤電算センターの負担金ということで、国庫2分の1でございます。なお、国保会計にもございます。住基情報等提供システム開発等もあわせて行うということで、6,000千円をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款の1目は児童福祉総務費で、1.報酬の228千円、保育所運営適正化検討委員会委員8人の228千円でございます。これにつきましては、集中改革プランにもありますように、嬉野保育所の今後の運営のあり方を検討していただくということで、8人分の5回の回数を見ておるものでございます。委員としては10名でございますけれども、それは市の職員が2名入るとということで、全体では10名ということでございます。

続きまして、24ページをお願いします。

4款の衛生費の塵芥処理費でございますけれども、15のごみ中継基地分別作業所増築工事3,200千円につきましては、現在の場所が若干狭うございまして、作業効率の向上のため鉄骨づくりの平家建てということで、124.8平米をお願いするものでございます。

続きまして、25ページをお願いします。

担い手農地集積高度化促進事業ということで、先ほど分担金条例もございましたけれども、これにつきましては、農用地利用改善団体等が担い手の農地の集積を図った場合、実績に応じて面的集積促進費を補助するものでございます。

ちなみに、10アール当たり15千円の補助金で、対象としては、大牟田地区、今寺地区の2地区で合計43.1ヘクタールでございます。

続きまして、27ページをお願いします。

商工費の4目の観光費、13の委託料8,500千円、嬉野温泉集中管理基本計画・基本構想作成業務ということでお願いするものでございます。これにつきましては、温泉資源の保護と有効利用のため、温泉集中管理基本計画及び基本構想を策定するものでございます。

ちなみに、現在、泉源数は17、1日の平均揚湯量としては2,500トン程度ということで

ざいます。宿泊施設としては45施設、配湯件数は個人の家の配湯も合わせまして約三百四、五十件程度だということで、これについての計画でございます。

続きまして、30ページをお願いします。

8 款の 5 目． 災害対策費の280千円の消耗品でございます。これについては、行政囑託員さんが現在88名いらっしゃいます。それを含めて100個のヘルメットを今回準備し、配付して、災害調査等に着用していただくための費用でございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

9 款の 2 目． 事務局費でございますけれども、工事請負費5,400千円は、排水管漏水補償工事、嬉野小学校ということでございます。これは嬉野小学校の排水工事により、内野地区の要するに圃場整備の田が湿田となり、その工事がどうしても必要だということで、水田のかさ上げ工事を行うものでございます。面積は3,500平米でございます。かさ上げ高は60センチを予定しております。

続きまして33ページ、学校建設費の4,400千円は、仮設校舎借上料、塩田中学校でございます。これについては、塩田中学校の普通教室が耐震構造指標の安全値を下回っているということで、議員のほうにも説明をさせていただきましたけど、これに伴って緊急避難的に仮設校舎を設置して生徒の安全を確保するものでございます。

ちなみに、運動場に平家建ての3棟の16教室をお願いするもので、建設から入る期間としては4カ月を予算としてお願いするものでございます。

34ページをお願いします。

8 目の文化財費でございますけど、街なみ環境整備事業ということで、総額で1,908千円。これは塩田津を中心とした歴史的街なみにおける景観づくりを図るため、防災センター等の拠点整備並びに防火水槽の設置を行うものでございます。

この中身は、建物の登記、検量所の設計、防火水槽設置工事、これは40トンでございます。それから土地の取得、このようなものが入っております。

続きまして、36ページでございます。

災害復旧費でございますけど、工事請負費10,300千円ということで、これは今後の災害復旧費の必要額としてお願いするものでございまして、農地5カ所、施設5カ所を想定して、単独の500千円を合わせまして必要額としてお願いするものでございます。

続きまして、次のページの予備費でございます。

予備費の補正というのは普通行わないわけでございますけれども、今回につきましては、塩田中学校の普通教室が使用できないので、特別教室と中央公民館に生徒さんに移しております。その改造費にかなりの費用がかかる見通しでございます。そのために、その他の緊急の案件が出てきたときに必要なため、予備費を今回あえて補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

会議の途中ですが、ここで11時45分まで10分間休憩をいたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（山口 要君）

休憩前に引き続いて、会議を開きます。

議案第70号及び議案第71号について説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

それでは、40ページ、議案第70号 平成19年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

平成19年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,490千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,052,713千円とするもので、前年同期比で193,472千円、5%の増となっております。当初予算と比較いたしまして、0.1%の増となっております。

今回の補正は、44ページ、歳出でございますけれども、後期高齢者医療制度創設準備事業として、電算システム開発に伴う費用を杵藤広域電算センターへ2,490千円負担するものでございまして、その財源といたしまして、43ページに国庫補助金2,490千円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、45ページ、議案第71号 平成19年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

平成19年度嬉野市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条で歳入歳出予算の補正ですけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,296,804千円とするもので、前年同期比11,278千円、0.3%の減となっております。当初予算と比較をいたしまして、19,735千円、0.5%の増となっております。

今回の補正は、前年度の医療費の精算に伴うものでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第72号から議案第74号までについての説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長（江口幸一郎君）

それでは、議案第72号 平成19年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第1号）について、内容を御説明申し上げます。

59ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、五町田・谷所地区の事業進捗に伴う管渠敷設工事に25,000千円、農業関係の各種協議会統合に伴い発足した新協議会への負担金18千円、あとは節間の組み替えでございます。

議案第72号については、以上でございます。

続きまして、議案第73号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

69ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、通常費及び交付金の内示に伴う各節間の組み替え及び保留地処分金の節間の組み替えをお願いするもので、歳入歳出の予算額の増減はございません。

内容については、69ページに記載しているとおりでございます。

続きまして、議案第74号 平成19年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第1号）について、内容を御説明申し上げます。

78ページをお願いいたします。

当議案につきましても、前議案同様、通常費及び交付金の内示に伴う各節間の組み替えをお願いするもので、歳入歳出予算額の増減はございません。

各節間の組み替えにつきましては、ここに記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第75号について説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

議案第75号 平成19年度嬉野市水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

収益的収入及び支出でございます。第2条、支出でございます。第1款の水道事業費用、第1項の営業費用でございます。補正額といたしまして、1,400千円補正いたしまして、営業費用668,750千円、水道事業費用の合計を802,233千円とするものでございます。

この補正額1,400千円につきましては、岩ノ下浄水場の災害等の停電時に非常用発電機に切りかえる並びに接続するときに安全を確保するための配線修理費でございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第76号から議案第83号までは決算認定の議案となっております。

議案第76号について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（中島庸二君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第76号でございます。平成18年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について、内容を御説明申し上げます。

お手元の決算資料の全般的な概要・予算の執行状況について御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

ページといたしまして、6ページをお願いいたします。

決算資料の全般的な概要・予算の執行状況ということで、この中で、第1の決算の規模というところに区分がございますけど、一般会計につきましては、歳入総額11,117,864千円、歳出総額10,688,007千円となりました。歳入歳出差引額が429,857千円、翌年度へ繰り越すべき財源が18,667千円、実質収支額が411,190千円というふうになっております。単年度収支額としては166,556千円、翌年度繰越額として、先ほども出てまいりましたけど、411,190千円となったものでございます。

2の財政主要指標でございますけど、普通会計ベースということで、決算統計で出した数字をまだ県の決定は見ておりませんが、大体動かないだろうということで、これは特別会計であります第七、第八を含めた数字でございます。

財政力指数につきましては、3カ年の平均でございますが、平成18年度0.457となっております。これは10市の中でいいほうから第6位でございます。それと、1つ飛ばして経常収支比率でございますけれども、93.4になっております。これは10市の中でいいほうから4位となっております。

それと、その下の公債費比率でございます。下の欄ですね。平成18年度14.2でございます。これは10市の中でいいほうから4位ということでございます。

実質公債費比率は、3カ年の平均でございますが、15.6。これもいいほうから4位でございます。ただ、この18%を超えると、起債を申請した場合に許可制というふうになります。

続きまして、起債制限比率、これも3カ年平均でございますけれども、10.8になっております。これはいいほうから6位でございます。これも20%を超えれば、当然制限がかかって許可制になってきます。

公債費負担比率は15.5ということになっております。

以上、決算状況としてはこのようになっております。

次のページをお願いいたします。

7ページですけど、一般会計の歳入決算状況でございますけれども、一番減額が大きかったのは繰入金でございます。これは基金の繰り入れを減らしたということでございます。それと、2番としては諸収入、3番が市税というふうになります。

ふえた分としては、10項目の地方交付税450,071千円で、この理由としては、生活保護費、

合併による特別交付税等、それから児童手当、このようなものがふえて増を見ております。それと、2番目にふえたものとして国庫支出金でございます。186,667千円。これも生活保護費の国庫支出金が大きかったということでございます。3番目としては繰越金。これも合併したことにより、両町の清算が完璧にできなくて、そのまま繰越金として計上されたことによる増額でございます。

第2表、右のほうでございますけれども、この中で顕著なのは、繰入金自主財源として上げてありますけれども、358,349千円。これについては、減債基金とか、ふるさと振興基金の繰り入れが減ったもので、計のところで見ますと、自主財源率としては33.8%、実際に増減としては7%、額としては281,580千円ということで、自主財源と申し上げて実際は基金から減らしたということで、運営としてはいい傾向ということで見ていただければ結構だと思います。

依存財源といたしましては、中ほどからちょっと下のほうに地方交付税がこれだけふえたということで、先ほど申し上げましたとおりでございます。依存財源率が66.2%ということで、このようになっております。

次のページをお願いします。

8ページでございますけれども、最後の徴収率の中で、合計のところでは96.8%と現年課税分となっております。実は前年度が95.9%で、プラス0.9%の増となっております。

続きまして、9ページ、次のページでございます。

第4表、これは昨年まで資料として作成しておりません。今回、入湯税の充当状況ということで定めを受けましたので、今年度より明確にこのような報告をさせていただいたものでございます。地方税で充当する旨の通知があったことにより、この表をつくりました。

次のページをお願いいたします。

第5表の一般会計の目的別歳出決算状況でございます。特にこの中で目立つのが3款の民生費でございます。対前年度として489,672千円、16.8%の増を見ております。これについては、基本的に生活保護費や児童扶養手当がふえて増額になったものでございます。それと減ったものとしては、教育費の分、それから議会費の減ということで、当然、議員の定数が削減になったことにより決算状況としては減ったこととなります。

以上のような内容で、この青い決算書をちょっと開いていただきたいと思います。

6ページから7ページをお願いします。

歳入の合計でございます。一番下を見ていただきますと、予算現額が11,292,315千円になりまして、調定額が11,773,948,337円となり、収入済額が11,117,863,992円となりました。これで調定に対する収入率、今申し上げた収入済額を調定で割りますと、94.4%になります。平成17年度は85.3%でございました。予算に対する収入率、収入を予算現額で割れば98.5%になります。ちなみに、平成17年度は99.4%でございました。

次に、歳出を説明させていただきます。10ページ、11ページをお願いします。

合計のところでは御説明申し上げます。予算現額でございますけれども、11,292,315千円、支出済額が10,688,007,043円になります。翌年度繰越額としては345,876千円となっております。ちなみに、支出済額を予算現額で割りますと、執行率でございますけど、94.6%となっております。ちなみに、平成17年度は92.8%でございます。

収入済額と支出済額の差し引きが歳入歳出差引残額ということで、右肩にありますけれども、429,856,949円となりました。この中で、翌年度の繰越明許費額としては18,667千円になります。先ほども申し上げましたように、この中の繰越基金の積立額は2分の1以上積み立てるといふふうになっていきますので、210,000千円を積み立てる予定にしておりまして、純繰越額としては201,189,949円となります。

以上、一般会計決算の説明を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（山口 要君）

次に、議案第77号及び議案第78号についての説明を求めます。市民生活部長。

○市民生活部長（中山逸男君）

そしたら、平成18年度の国保の歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

先ほどの一般会計と同じく決算資料に基づいて御説明を申し上げます。

国保の決算状況につきましては、13ページに款ごとに前年度と対比をしてあらわしておりますけれども、全般的な概要ということで、3ページの国民健康保険、歳入、歳出につきまして、読み上げて御説明を申し上げます。

まず、歳入のほうですけれども、決算額は3,680,287千円で、前年度に対して173,676千円（5.0%）増加をいたしております。退職被保険者の増による医療費の増加に伴いまして、療養給付費等交付金や保険税も若干収納率等が増加をしておりますけれども、その最大の要因といたしましては、前年度補正でお願いしましたけれども、県内市町国保間の保険料の平準化と財政の安定化を図るために創設されました保険財政共同安定化事業交付金が247,484千円増加したことによるものでございます。

一方、歳出につきましては、決算額が3,655,973千円で、前年度に対しまして158,664千円（4.5%）増加をいたしております。増加の最大の要因といたしましては、歳入と同じく保険財政共同安定化事業によるものでございまして、これに伴いまして共同事業拠出金が224,094千円増加をしております。また、保険給付費の療養諸費も増加しておりますけれども、これは退職被保険者の増加に伴い、退職被保険者の療養諸費が66,006千円（13.4%）増加しているものでございます。

次に、決算書をお開き願いたいと思います。

国保会計につきましては、決算書の13ページから記載しておりますけれども、その中で、

16、17ページの歳入の合計から御説明をいたします。

予算現額が3,663,394千円、調定額が4,068,735,834円、収入済額が3,680,286,904円となっております。収入率といたしましては90.5%、それに不納欠損額が35,876,979円、収入未済額が352,571,951円となっております。

次に、歳出のほうでございますけれども、歳出の予算現額が3,663,394千円、支出済額が3,655,972,784円、執行率が99.8%となっております。

21ページの右の下のほうですけれども、歳入歳出差引残額として24,314,120円、このうち、基金のほうに13,000千円繰り入れをいたしております。そこで、現在の基金額といたしましては188,355千円となっております。

続きまして、老人保健でございます。

老人保健は決算資料の4ページに概要を記載しております。

まず、歳入でございますけれども、決算額が3,962,434千円で、前年度に対して249,754千円(5.9%)減少をいたしております。これは医療受給者数の減少によりまして、医療給付費が減少したことによるものですが、中でも社会保険診療報酬支払基金交付金が309,199千円(12.8%)減少したことが主な要因となっております。

続きまして、歳出ですけれども、決算額が3,956,338千円で、前年度に対し255,500千円(6.1%)減少いたしております。歳入と同じく医療受給者数の減少により、1人当たりの医療費は若干増加をしておりますけれども、医療給付費の現物給付が260,402千円(6.3%)減少したことが主な要因となっております。

以上でございます。

○議長(山口 要君)

次に、議案第79号から議案第82号までについての説明を求めます。まち整備部長。

○まち整備部長(江口幸一郎君)

それでは、議案第79号 平成18年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

決算資料の4ページに概要を掲げております。それぞれ歳入歳出とも決算額が大幅に増加をしております。これにつきましては、五町田・谷所地区の本格的な事業開始に伴うもので、歳入で160,333千円、歳出で159,741千円の増額決算となったところでございます。

内訳につきましては、15ページに表として掲載をしております。

以上でございます。

続きまして、議案第80号 平成18年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

これにつきましても、決算資料の4ページに記載をしておりますとおり、歳入歳出とも大幅に決算額が減少しております。これは浄化センターの建設の完了が主な要因で、歳入

で327,596千円、歳出で329,033千円の減額の決算となったところでございます。

詳しい内容については、16ページの表に掲載をしているところでございます。

続きまして、議案第81号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

これにつきましては、決算資料の次のページの5ページに掲載しております。歳入歳出とも大幅に減少をしておりますが、これにつきましては、公共施設管理者負担金事業の完了が主な要因で、歳入で206,011千円、歳出で191,208千円の減額の決算となったところでございまして、詳しい内容については、17ページの表に記載をしているところでございます。

議案第82号 平成18年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

これにつきましても、5ページに掲載をしているとおりでございますけど、歳入歳出とも決算額が減少しております。これにつきましては、事業進展に伴う財源の調整が主な要因で、歳入で19,097千円、歳出で16,291千円の減額の決算となったところでございまして、詳しい内容については、17ページに表として記載をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

次に、議案第83号についての説明を求めます。水道課長。

○水道課長（角 勝義君）

議案第83号 平成18年度嬉野市水道事業会計決算認定について説明申し上げます。

決算書の13ページをお願いいたします。

その中のイ、経理ですけれども、上から3行目、損益勘定の事業収益が761,736,318円に対して、事業費用といたしまして767,307,830円になっております。そういうことで、5,571,512円の経常損失となっております。

資本勘定につきましては、収入額58,769,300円に対して、支出額209,422,275円ということで、収支差し引きまして150,652,975円の不足が生じております。この不足の分につきましては、当年度の消費税及び引続現金預金によりそれぞれ補てんを行っております。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

これで議案の細部説明を終わります。

お諮りいたします。議案第54号から議案第75号までの22件につきましては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第75号までの22件につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。議案第76号 平成18年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については、嬉野市議会委員会条例第6条の規定によって、10名の委員をもって構成する平成18年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第76号 平成18年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定については、10名の委員で構成する平成18年度一般会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました平成18年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定によって、2番大島恒典議員、4番秋月留美子議員、6番副島孝裕議員、8番川原等議員、12番太田重喜議員、14番野副道夫議員、16番副島敏之議員、18番西村信夫議員、20番山田伊佐男議員、22番、私山口要、以上10名を指名いたします。

続けてお諮りいたします。議案第77号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第83号 平成18年度嬉野市水道事業会計決算認定についての7件につきましては、嬉野市議会委員会条例第6条の規定によって、10名の委員をもって構成する平成18年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第77号 平成18年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてから議案第83号 平成18年度嬉野市水道事業会計決算認定についての7件につきましては、10名の委員で構成する平成18年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

ただいま設置されました平成18年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会委員の選任につきましては、嬉野市議会委員会条例第8条第1項の規定によって、1番小田寛之議員、3番梶原睦也議員、5番園田浩之議員、7番田中政司議員、9番織田菊男議員、11番神近勝彦議員、13番山口榮一議員、17番山口好秋議員、19番平野昭義議員、21番山口栄秋議員、以上10名を指名いたします。

ここで休憩したいと思います。休憩中に各決算特別委員会を開催していただきまして、正副委員長の互選をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後0時18分 休憩

午後0時28分 再開

○議長（山口 要君）

それでは、休憩前に引き続いて会議を開きます。

各特別委員会の正副委員長が決定をいたしましたので、御報告いたします。

平成18年度一般会計歳入歳出決算特別委員会委員長に川原等議員、副委員長に大島恒典議員、平成18年度特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算特別委員会委員長に平野昭義議員、副委員長に神近勝彦議員、以上のとおり正副委員長が決定をいたしました。

日程第34. 発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。提出者山口榮一議員。

○13番（山口榮一君）

それでは、嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について申し上げたいと思います。

発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例について。

嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成19年9月7日提出、嬉野市議会議長山口要様。提出者は私と、賛成者として山口栄秋議員、神近勝彦議員、川原等議員、田中政司議員でございます。

理由といたしましては、嬉野市行政組織規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要があるということでございます。

次のページを見ていただきたいと思います。

1ページですね。改正案といたしまして、今回新たにこども課を設置することになりましたので、総務企画常任委員会は8人で変わりませんが、文教厚生常任委員会にこども課の所管を担当していただくことに決定しております。

以上のことで、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山口 要君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第9号につきましては、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。なお、本件については、本定例会における常任委員会の審議にかかわりますので、本日質疑から討論、採決までを行いたいと思います。

それでは、発議第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号の質疑を終わります。

これから発議第9号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第9号は原案どおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第9号 嬉野市議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第35. 平成19年請願第2号 悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書提出に関する請願書についてを議題といたします。

紹介議員に請願内容の説明を求めます。山田伊佐男議員。

○20番（山田伊佐男君）

請願第2号についてでございます。

悪質商法被害をなくすための割賦販売法改正を求める意見書提出に関する請願であります。

紹介議員は私、山田でございます。請願者は、佐賀市神野東2丁目6番10号、佐賀県労働者福祉協議会会長黒木安秋様でございます。

請願の趣旨でございますけれども、いわゆる契約書型クレジット契約を利用した悪質商法被害、過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただきたいという請願でございます。

大きく3つ掲げられております。1つは、実効的な過剰与信防止規定をぜひ設けるべきだということと、2点目に不適正与信防止義務と既払金返還責任を持たせるべきだと、3点目に契約書型のクレジットへの開業規制ということで、いわゆるヤミ金業者あたりのクレジットへの進出が如実にあらわれているため、それを防止するための請願でございます。

次に、意見書案を読ませていただきたいと思います。

クレジット（割賦販売）は、代金後払いで商品購入ができる利便性により消費者に広く普及し、現代社会では欠かせないものとなっている。しかし、「契約書型クレジット」が今、主に訪問販売などによる強引・悪質な販売方法と結びつき、高額かつ深刻な被害を引き起し大きな社会問題となっている。年金暮らしの高齢者に対し、支払能力を超える大量のリフォーム工事、呉服等の次々販売が繰り返されている。

また、年齢・性別を問わずマルチ商法・内職商法・詐欺的商法等の被害が絶えないところである。このような被害のほとんどは、契約書型クレジットの構造的な問題から生じており、クレジット会社の与信審査が大きな原因となっている。また、契約書型クレジットの業者は野放しになっており、ヤミ金などの参入を許している。

悪質な商法をなくすためには、クレジットの過剰与信・不適正与信をなくすことが必要で

ある。

経済産業省の産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会は、このような深刻な被害を防止するため、平成19年2月から取引適正化に向けて割賦販売法の改正に関する審議が進められており、本年秋には法改正の方向性が示される見込みにある。

今回の改正においては、消費者に対し、安心・安全なクレジット契約が提供されるためにクレジット会社の責任においてクレジット被害の防止と取引適正化を実現する法制度が必要である。

よって、国会及び政府に対して、割賦販売法改正に当たっては次の事項を実現するよう強く要請する。

記

1. [実効的な過剰与信防止規定]

顧客の支払い能力を超えるクレジット契約（過剰与信）ができないように、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。

2. [不適正与信防止義務と既払金返還責任]

クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と、支払った代金の返還について販売業者と同じ責任を持たせること。

3. [契約書型クレジットへの開業規制]

契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、衆参両院議長と内閣総理大臣、経済産業大臣あてでございます。

ぜひ皆様方の御協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの説明に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

平成19年請願第2号につきましては、お手元に配付しております請願文書表のとおり、産業建設委員会に付託をしたいと思っておりますので、審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第36. 陳情の委員会付託を行います。

本日までに提出されました陳情につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりです。平成19年陳情第7号につきましては、文教厚生常任委員会に付託したいと思いますので、審査、検討、調査をお願いいたします。

日程第37. 委員長報告を議題といたします。

閉会中、各常任委員会に付託しておりました調査事件につきまして、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務企画常任委員会の付託事件、合併後の行財政運営について報告を求めます。山田伊佐男総務企画常任副委員長。

○総務企画常任副委員長（山田伊佐男君）

今回、野副総務企画常任委員長が欠席ということでございますので、私のほうからかわって報告をいたしたいと思います。

平成19年6月議会で付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名は、合併後の行財政運営についてでございます。

総務企画常任委員会では上記付託事件調査のため、平成19年8月9日に佐賀県小城市を調査いたしましたところでございます。

調査の理由でございますけれども、嬉野市は平成18年1月に合併後、1年8カ月が経過し、行政運営については、総合支所方式を採用して行政サービスが展開されています。

住民サービスについては、支障あるいは低下を来さないことが合併の最も重要な課題である。しかし、合併後、目を追うにつれて市の財政は厳しさを増しています。このことから、分庁方式を採用されている市の現状についても認識を深める必要性を感じまして、4町が合併し、分庁方式で運営されている小城市の行政運営について調査をいたしたところでございます。

その次の3ページ、4ページ、5ページ等については、分庁方式のメリット、デメリット、あるいは庁舎の利用方式等々、それと、5ページ等には現行小城市の総合窓口で取り扱う業務等について記載をされているところでございますので、後ほど御参照方よろしくお願いをいたしたいと思います。

委員会の意見でございます。

小城市は、平成17年10月に小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の旧小城郡4町が合併してできた新しい市であり、合併当時の議会は在任特例を採用され、当初60名の議員を有された市であるが、現在では26名の条例定数が設定されて議会運営がなされていました。

本年7月1日現在の人口は4万6,839人、面積は95.85平方キロメートルとなっております。本庁機能を市の地理的な中心である牛津庁舎に設置して市の行政運営がなされています。議会は旧牛津町の公民館を議会棟として使用し、多目的会場を議場として使用されています。

小城市における分庁の内容は、小城庁舎に総務部、会計課、選挙管理委員会、監査委員会、議会を、小城庁舎に市民部、産業建設部のうち観光課、教育委員会、水道課を、三日月庁舎に福祉部を、芦刈庁舎には観光課を除く産業振興部、農業委員会を設置し、また、それぞれの庁舎に総合窓口を設置して住民の相談に対応されているが、急を要する事案や専門的な事

案については、専門の職員を有するそれぞれの庁舎の担当課へ住民の方が足を運んでもらうことにし、利便性を高めるため各庁舎間にマイクロバスの運行がなされていました。

分庁方式に対する住民の反応は、合併前に住民説明会において、合併協議会で確認された内容について十分に説明されてきたことから、若干の不平不満はあるものの、大きなトラブルは現在まであっていないとのことでありました。また、今後は財政の健全化を考える場合に、現在の分庁方式から、できる限り早期に本庁方式に移行するとの考えでありました。

また、国民健康保険税率と水道料金についても各旧町間に格差があり、そのまま新市に引き継いだものの、国民健康保険税については調整ができ、統一をされております。水道料金については、合併協議会の確認事項を踏まえ、旧町の料金体系を継続していくとのことでありました。

嬉野市においても、財政の健全化を推進する上において、行政機構の改善を初め、多くの見直しが必要になってくると思われませんが、住民サービスの低下を来すような見直しは工夫を凝らし、住民が納得できる改善に取り組み、行財政の健全化を図る必要があると考えるところでございます。

以上、委員会報告を終わりたいと思います。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。合併後の行財政運営については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

次に、文教厚生常任委員会の付託事件、教育問題についての報告を求めます。神近勝彦文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（神近勝彦君）

それでは、文教厚生常任委員会に平成19年6月議会で付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により御報告申し上げます。

付託事件名、教育問題についてでございます。

本委員会に付託された事件について、平成19年6月26日に嬉野市内各小・中学校の学校長と嬉野市における学校教育の問題について意見交換を行いました。

調査した理由としましては、子供たちに命の大切さを理解してもらうために週5日制や総合学習などのゆとり教育が始まりましたが、各自治体の教育委員会では、授業日数の確保を

図るため、2学期制を導入しているところもございます。

嬉野市におきましては、嬉野中学校を初めとして、3年前より随時2学期制の試験的移行を行っております。

佐賀県全域におきましては、2学期制を施行している自治体はまだ少なく、3学期制を継続している自治体の数が多いのは事実であります。

委員会では、2学期制の現時点での評価や週5日制のあり方など、また県立中学校の設立による市立中学校の今後の方向性など、子供たちにとってよりよい学校教育を目指すために、各学校長との意見交換を行いました。

委員会の意見でございます。

まず、2学期制につきまして、ほとんどの学校長は、子供たちを学習の面や生活面において評価するためには長い期間が必要であり、子供たちの学校教育と教職員の実務を考えれば2学期制は適当であるという御意見でありましたが、また、保護者を対象としたアンケート調査では、3学期制を指示する意見は少数であったという御意見でもありました。

しかし、小学校につきましては、長期休暇で子供たちの気持ちの切りかえが以前はできておりましたが、2学期制ではできていない子供たちが見受けられるという意見でございます。

2学期制について、委員会では中学校においてはおおむね適当でないかという意見でしたが、小学校につきましては、しばらく状況を見て判断すべきでないかと考えます。

週5日制についてでございます。

子供たちを地域に帰し、ゆとりのある教育を目指すために週5日制が始まりましたが、小・中学校児童の現実としては、社会体育やクラブ活動の過熱化や塾などの学習など、子供たちにとって週末が多忙になっております。そのため、月曜日に疲れが出て授業に影響が出ている児童も見受けられるという御意見もございました。

週5日制について、委員会では、社会体育の指導者、保護者と学校との連絡協議会を設置して、子供たちに過剰な負担が発生しないようにすべきであるとの意見があり、原則として日曜日は社会体育やクラブ活動を行わないよう、佐賀県全体での取り組みを行うべきであると考えます。

県立中学校につきまして御報告申し上げます。

今年度開校され、県立中学校の教育内容についてはまだ未知数であります。教育内容で市立校と差が出るようであれば、義務教育の根底にかかわるのではないかと御意見でありました。

委員会におきましても、教育内容に格差が生じるようであれば問題があると考えます。今後、市立並びに町立の中学校においても基本的な学習は維持しながら、各学校が自由な発想で授業内容が組めるように、佐賀県の教育委員会や嬉野市の教育委員会へ働きかけることが必要と考えます。

学校長からの要望事項については差し控えます。

以上です。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。教育問題については、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会の付託事件、地場産業の振興についての報告を求めます。川原等産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（川原 等君）

それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

平成19年6月議会で付託されました下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、地場産業の振興についてであります。

本委員会に付託された事件について、平成19年7月24日に有田町と伊万里市を訪問し、調査を行いました。

まず、有田・内山内は、平成3年4月30日に伝統的建造物群保存地区としての選定を受け、伝統的建造物148軒のうち、84軒が修復を終えております。現在は選定を受けた当時の方の高齢化が進み、子供の代になって指定の解除を求められる世帯が出てきたり、空き家が19軒ほどになったり、修復後に売却希望世帯が出てきたりと問題が発生しております。

塩田津においても、今後十分に考えられる問題であり、担当課においては先進地での動向に目を向けて、塩田津の今後発生するであろう問題点について生かしてもらいたいと思っております。

また、塩田は職人のまちと言われるぐらいに多くの職人を育て上げてきております。修復作業には各職の職人技を必要とします。技能を受け継ぐ後継者の鍛練の場としても生かしてもらいたいと願っております。

次に、伊万里市では、企業誘致に全力で取り組んでおられました。現在、県の企業誘致関連部署に1人出向させ、市の企業誘致推進課は3人体制で取り組んでおられます。情報を先取りし、企業の動向を探り情報を得たら即市長が動くトップセールスによって、現在までに約70社にも及ぶ企業を誘致されております。嬉野市においても企業誘致は必要不可欠であり、

体制の強化を望みたいと思います。

また、昭和56年より始まりました大川内山藩窯公園整備事業を契機として、鍋島藩の御用窯としての全国ブランドの位置づけ、観光の目玉、観光のメッカとしての集客に力を入れてきておられます。歴代市長が4代にわたり整備をされており、現在、年間62万人が大川内山を訪れております。担当者の説明している態度を見ていますとわかるように、大川内山全体を伊万里市の中心に据えておられました。企業誘致にしても、大川内山周辺整備にしても、一貫した施策が貫かれている姿勢には、本市においても大いに見習うことができるとおもわれます。温泉、お茶、肥前吉田焼、志田焼の里博物館、塩田津についても将来像を描き、実現に向けた検討をすべきであると思いました。

以上でございます。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員長報告のとおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。地場産業の振興については、委員長報告のとおり了承することに決定いたしました。

次に、議会広報編集特別委員会の付託事件、議会広報の編集発行に係る調査について報告を求めます。園田浩之議会広報編集特別委員長。

○議会広報編集特別委員長（園田浩之君）

議会広報編集特別委員会より報告いたします。

平成19年6月議会で付託された下記事件の調査結果を嬉野市議会会議規則第100条の規定により報告いたします。

付託事件名、議会広報の編集発行に係る調査について。

議会広報編集特別委員会では下記付託事件の調査のため、平成19年8月3日、鹿児島県蒲生町の議会広報について調査をいたしました。

調査の理由といたしましては、蒲生町議会の議会だより「議会だよりかもろ」は、平成19年6月議会号まで実に153号という長い歴史を持つ広報紙でありながら、全国町村議会広報全国コンクールに出展したのは平成18年度が初めてのことであった。

それにもかかわらず、初入選を果たしており（入選二席：約200紙中第6位相当）、紙面を見ますと斬新なスタイル、レイアウトやオールカラーで見やすい色使いと、非常に親しみやすい広報紙でありました。

かつて平成17年7月に当時の嬉野町議会に議会広報の視察で来庁されており、その後の状況についてお互いの交流を深めたいという意味からも、視察先として選定したわけでございます。蒲生町の議会だよりについては、3ページから7ページまで詳細に写してありますので、御参照ください。

委員会の意見といたしましては、蒲生町における編集作業はおおむね嬉野市と変わることはないが、原稿をペーパーベースで印刷会社に渡されているためか、発行部数の違いがあるとはいえ、ページ単価が嬉野市の3倍以上でありました。当市の原稿及び写真はすべてデータベースで渡し、レイアウトも緻密に仕上げた状態で印刷屋に渡す関係上、コストダウンができていますものと思われまます。

蒲生町の編集員の方も、嬉野市の単価の低さに驚かれておりました。蒲生町の議会だよりの中に、過去1年以内の議会で質問や提言がその後どう取り組まれたのか、追跡レポートのページが作成されておりました。また、市民が郷土について語るという記事もあり、こうした紙面づくりは、ぜひ嬉野市の議会だよりにも取り入れていきたいと思いました。

今回は2時間ほどの研修でありましたが、嬉野町から引き継いだ当市の広報編集の手法を継続して行い、今後も市民に親しんでもらえるよう広報紙を作成していかなければならないと強く感じました。嬉野市でも議会活動の内容を早く、しかも正確に住民に知らせることによって議会に対する関心を深めてもらう意味において、議会報の発行は不可欠であり、かつ楽しく読んでもらえる紙面づくりに努めなければならないと思いました。そのためには、編集労力の軽減など、改善に向けて検討する必要があることを痛切に感じました。

以上、報告いたします。

○議長（山口 要君）

ただいまの報告に対して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。本件については、委員長報告どおり了承したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。議会広報の編集発行に係る調査については、委員長報告のとおり了承することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午後0時57分 散会